

令和3年分 税の申告について No.①

令和3年分の所得税、復興特別所得税および町県民税の申告期間は、来年の2月中旬から3月中旬までです。税の申告は、所得税の納付や還付をはじめ、町県民税の算定等の基礎資料となりますので、申告が必要となる方は期間中に必ず行ってください。申告期間や申告会場等については、後日お知らせします。

申告が必要な方は

次に該当する方は申告が必要です。※令和3年中（令和3年1月1日～令和3年12月31日）

給与収入がある方のうち	複数の給与収入がある方
	給与以外の収入がある方
	年の途中で退職した方
	年末調整を受けていない方
年金収入がある方のうち	年金以外の収入がある方
事業、不動産収入がある方	農業、営業、不動産等の収入がある方
その他の収入がある方	土地建物の売買、保険の解約、報酬等の収入がある方
所得控除を受ける方	扶養控除、医療費控除、雑損控除等を受ける方
収入がなかった方のうち	誰の扶養にも入っていない方

所得税や町県民税は全ての収入を合算して計算を行います。給与所得者で年末調整が済んでいる方でも、給与の他に収入がある場合は申告して再計算を行う必要があります。

申告に必要な書類の事前準備を

申告に必要な「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」は、事前に作成してください。

事業収入（農業、営業等）がある方	令和3年分収支内訳書（農業、一般）
不動産収入がある方	令和3年分収支内訳書（不動産）
医療費控除を受けようとする方	令和3年分医療費控除の明細書

領収書等を確認したうえで所定の様式で作成してください。様式は国税庁のホームページからダウンロードまたは税務課窓口等で入手することができます。

会場以外での申告方法は

申告会場の混雑緩和を図るため会場以外での申告手続きをご検討ください。

郵送による申告	パソコンやスマートフォン等で申告書を作成して郵送する	①国税庁のホームページで申告書を作成 ②プリントアウトした申告書を郵送
	所定の用紙に直接記入し申告書を作成して郵送する	①国税庁のホームページからダウンロード又は税務課窓口で申告書を手入手する ②手書きで作成して郵送
データ送信による申告	パソコンやスマートフォン等で申告書を作成してデータ送信する	申告書をデータ送信する場合は事前の準備が必要です。詳細は本紙裏面、「ご自宅からのe-Tax申告のご案内」をご覧ください。

大子町役場 税務課 町税担当 TEL 0295-72-1116(直通)

〒319-3526茨城県久慈郡大子町大字大子866

ご自宅からのe-Tax申告のご案内

申告書の作成・送信は
国税庁ホームページ から



確定申告



確定申告書等作成コーナーなら
自宅でいつでも申告♪

書き方や計算が分からない…



入力がめんどろ…



会社が休めない…



自動計算

画面の案内に沿って入力
すれば税額まで自動計算



自動入力

マイナポータル連携や
過去の申告データを
利用して自動入力



自宅から

マイナンバーカード
とスマホでe-Tax!



さらに！e-Taxなら早期還付されます

相談はチャットボットや電話でもできます！

▶ チャットボットでの相談

※令和4年1月上旬公開予定



税務職員ふたば

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

▶ お電話での相談

e-Taxの使い方
(操作方法等)

申告書の作成に
当たってのご不明点等

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
(全国一律市内通話料金)

0570-01-5901

所轄の税務署へお電話ください



国税庁 法人番号7000012050002